

特定非営利活動法人広島アニメーションシティ会員に関する規定

この文書は、当法人の会員について定めるものです。

■会員種別

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進する個人及び団体。
総会での議決権を有し、事業の提案・企画・執行に参画することができます。
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同し、別に定める会費を支払った個人及び団体。
活動をご支援いただき、実施事業へ協力・参加することができます。
(総会での議決権は無し)
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同し、この法人が認める個人及び団体。
正会員とともに事業の提案・企画・執行に協力・参画できます。
(総会での議決権は無し)
- (4) フレンド会員 この法人の目的に賛同し、この法人が認める個人。
活動についての情報提供を受け、実施事業へ協力・参加することができます。
(総会での議決権は無し)

附則

- ① この規定は平成27年6月22日、平成27年度第一回総会において制定。